

平成 30 年度事業計画

平成 30 年度は、機密文書処理サービス会社の第三者認定の確立に向けて、検討委員会を設置し適合性基準を検討するほか、自己点検の実施、会員研修、会報の発行及びガイドラインの改訂業務を行います。また、平成 31 年度の認定制度の導入に向けて団体の名称を変更します。

1 認定制度の導入

機密文書処理サービス会社の第三者認定制度の導入を今年度の最優先事業とし、検討委員会を設置し、「適合性基準」の検討を行います。検討委員会では、認定制度と自己点検との関係についての検討も行います。年内に認定制度の全体像を明らかにし、会員向けに制度の説明会を開催するとともに、その内容について意見の募集（1ヶ月程度）を行います。制度の運用は、平成 31 年度開始を目標に準備を進めます。

2 団体の名称変更

平成 30 年度中に団体の名称を「一般社団法人機密情報抹消事業協議会」から「一般社団法人機密情報抹消事業協会」に変更します。第三者認証制度を正式に制度化することで、団体のあり方を模索しつつ事業を実施してきた「協議会」から、今後は「協会」として活動していきます。

3 自己点検

自己点検の実施に使用する自己点検要領 Ver.4.0 は、認定制度の適合性基準と整合性を取った内容に編集し、自己点検は秋以降（9月～10月）に実施します。指定期間に自己点検を完了した正会員は、協議会ホームページで公表します。

4 会員研修

ガイドラインは、定期的な社員研修や教育訓練の実施を義務づけており、テーマによって外部講師等の招聘を推奨しています。事業者が遵守すべき法規制（不正競争防止法、個人情報保護法など）や排出者の機密文書の取扱い状況などのテーマを設定し、会員研修を行います。

5 地域セミナーへの講師として参加

団体中央会や商工会議所などの経済団体が開催するセミナーや会員研修等に講師として参加し、機密文書処理市場や協議会の活動内容を紹介し、機密文書の適正処理について普及します。その際、セミナー参加者（排出者）に『排出事業者向け冊子』を配布します。また、『排出事業者向け冊子』は、できる限り展示会等でも配布する予定です。

6 会報の発行

機密情報の管理と抹消に関連する情報を収集し、会報『機密抹消』（春号と秋号）を発行します。会報の内容は、専門性の高い情報という考え方を基本として、国内外の動向を踏まえた情報を収集し編集するものとします。また、昨年度企画した『排出事業者向け冊子』の内容を改訂し、広告掲載を募集します。

7 ガイドライン改訂業務の受託

平成 26 年 2 月に（公財）古紙再生促進センター（以下、「古紙センター」）が、「リサイクル対応型機密文書処理ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を公表してから、約 5 年が経過します。本会の認定制度の導入をはじめガイドラインをめぐる周辺動向は大きく変化してきました。こうした変化を踏まえて、古紙センターはガイドラインを改訂することとし、本会がその改訂業務を受託することになりました。改訂業務は、平成 30 年度及び平成 31 年度の 2 ヶ年でを行います。